## 問合せシート利用規約

(本規約の範囲)

第1条 本規約は、要援護者・要支援者・要介護者に適切かつ有効な医療・介護サービスを提供するために、南知多町地域包括ケアに関わる地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所・医療機関等が、情報交換や連絡調整、課題解決に向けた協議で使用する「問合せシート」の利用について規定したものである。

(目的)

- 第2条 介護サービスの利用に関わる相談
- 2 軽度認定者の福祉用具貸与に係わる意見聴取や介護状況の報告
- 3 主治医意見書の作成に係わる情報提供
- 4 カンファレンス、サービス担当者会議の開催依頼
- 5 介護サービスが必要と思われる高齢者や介護予防を目的とした要援護者の 情報提供等

(個人情報の取扱い)

- 第3条 個人に対する問い合わせや相談については、対象者・家族・親族のいずれかから同意を得ることを原則とする。
- 2 問合せや相談内容により、対象者・家族・親族のいずれにも同意を得ることが困難な場合は、「その他」欄にチェックした上で同意が得られない理由を 記載する。
- 3 対象者・家族・親族からの同意が得られないまま情報を共有し課題に取り 組んだケースについては、その妥当性と効果を検証する目的で事例検討を行 う。
- (1) 情報発信者は包括支援センターへ該当ケースを報告する。
- (2) 地域包括支援センターは事例検討会の案内を参加者へ案内する。
- (3) 事例検討会の参加者は情報発信者・情報受取者・医師会代表者・包括支援センター(行政)とする。
- (4) 事例検討会は地域ケア会議終了後に開催する。
- 4 「問合せシート」で知り得た情報は連携機関以外には漏らさない。また、「問合せシート」は厳重に保管するか、適正に処分を行う。

(補足)

- 第4条 この規約の改廃は南知多町地域ケア会議での決定を要する。
- 2 「問合せシート」の様式の修正は、南知多町地域ケア会議で検討し決定する。

附則

この規約は平成28年4月1日から施行する。